

65歳以上の人へ

高齢者福祉サービスのご案内



次の各サービス（利用）券の申請は、4月1日から受け付けします

○はり・きゅう・マツサージ 施術費助成券

施術1回につき、800円が助成されます。
(年10回まで)

対象：65歳以上で世帯全員が
市民税非課税の人

必要なもの：印かん

○軽度生活援助利用券

簡単な日常生活上の援助（家回りの手入れ、軽易な
修繕、除雪など）が受けられます。

(1枚につき援助員1人1時間、80円負担)
(年12枚まで)

対象：65歳以上の一人暮らし
高齢者のみの世帯の人

○家族介護用品（おむつ）支給助成券

おむつなどの購入費用を助成します。

おむつ使用者が

介護度4・5の場合 月6,250円まで

介護度3の場合 月5,000円まで

介護度1・2の場合 月2,500円まで

対象：65歳以上のおむつ使用者を介護する
家族の人

ただし、おむつ使用者が市民税非課
税の場合のみ

必要なもの：印かん、介護保険被保険者証

○訪問理容サービス利用券

訪問理容を無料で受けられます。(年4回まで)

対象：65歳以上の寝たきりなどの人で、
市民税非課税の人

必要なもの：印かん

受付場所は

長寿生きがい係（第4庁舎3番窓口） ☎89-2156

基幹型在宅介護支援センター（サンピノ内） ☎89-5540

能代市在宅介護支援センター（友楽苑内） ☎58-3200

秋田社会保険在宅介護支援センター（サンビュー秋田内）

☎54-5641

山本組合総合病院在宅介護支援センター（山本組合総合病院内）

☎55-1613



◎ふれあい入浴サービス変更のお知らせ

65歳以上の人を対象に、毎月2回無料で公衆浴場をご利用いただいておりますが、
このサービスを受けられる公衆浴場がこれまでの4箇所から次の3箇所に変更になります。

(4月から) 巴湯、住吉湯、明治湯

介護保険料が年金から天引きされている人へ

●仮徴収のお知らせ

2月の年金支払い時に介護保険料が年金から天引き（特別徴収）された人は、4・6・8月の年金支払い時に2月と同額の介護保険料が年金から引かれます。

※この場合の年金とは老齢基礎年金や退職年金を対象とします（老齢福祉年金や遺族年金、障害年金は対象になりません）。

仮徴収とは？

前年度から継続して介護保険料が年金から天引きされている人の保険料は、4・6・8月と10・12・2月に区別されます。

原則として4・6・8月は同年2月の介護保険料と同額を納付します（仮徴収）。

10・12・2月は6月以降に確定する前年の所得などをもとに、年間の介護保険料を算出し、そこから4・6・8月の保険料を除いて調整された金額を10・12・2月に振り分けて納付します（本徴収）。

(問合せ) 介護保険料係 ☎89-2158